

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第28号 2009年9月30日

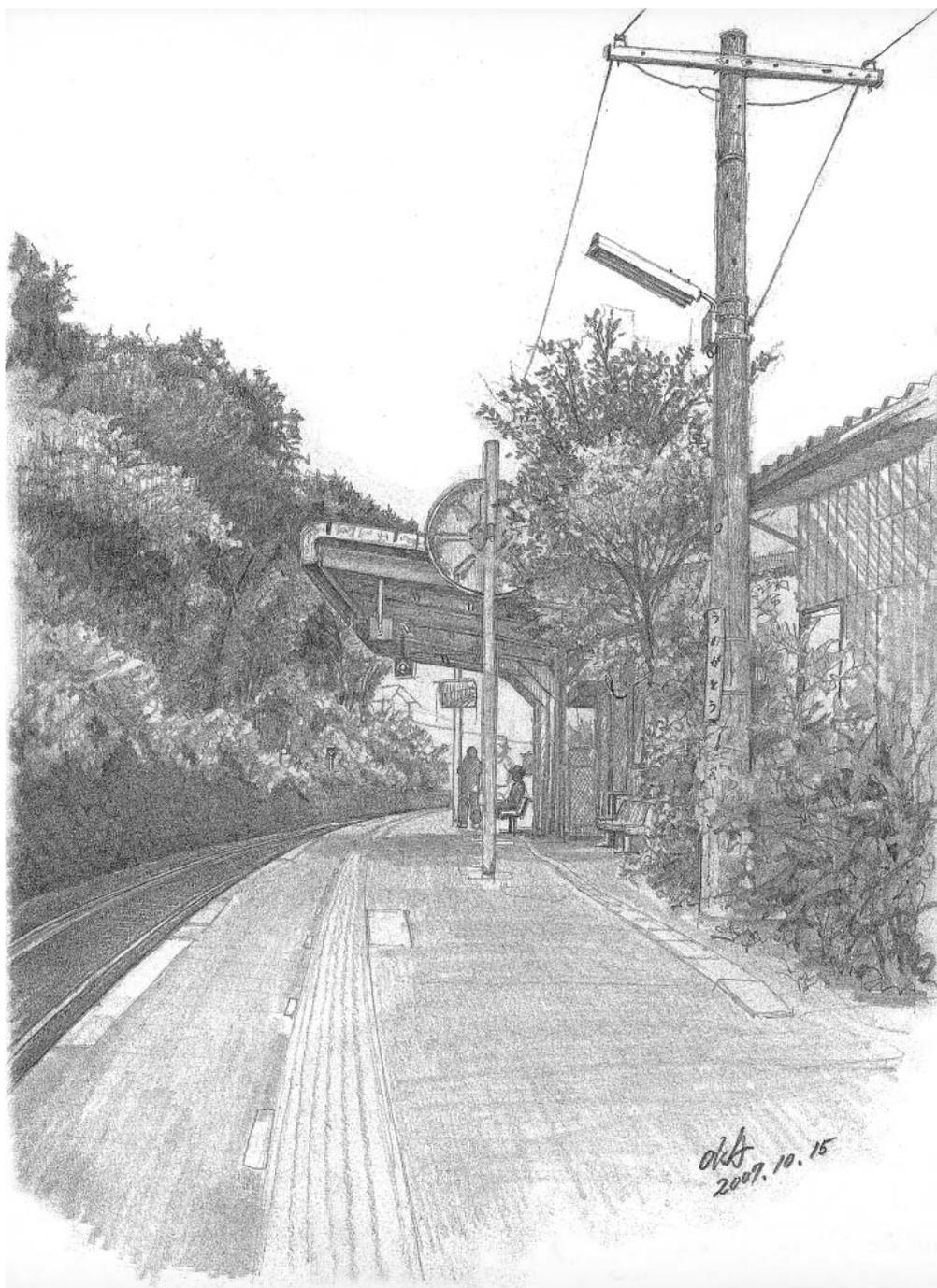
子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和

憲法の精神にもとづき、子どもの権利条約を生かして、どの子ども大切にされる教育を

教育のつどい2009
8/21-23、東京

今谷 賢二（「教育のつどい2009」事務局長、全日本教職員組合教育文化局長）

「先生たちって本当にすごい、こんなに一人ひとりの子どもを大切に、教育がすすめられているのかと感動した…。実行委員として分科会の運営などに関わっていただいた一人のお母さんが、「教育のつどい2009」が終わったばかりの集まりで、感極まって、時には涙も流しながら語られた感想が、今年の「つどい」を物語っています。全国から405本のレポートが集まり、子どものこと、学校のこと、教育のこと、子どもたちと大人をとりまく社会のことがおおいに語られた3日間でした。

「どうして右翼の宣伝カーがないの?」、ほっとしたように、ちょっぴり残念そうに何人もから声をかけられました。初めて、総選挙が公示されてからの日程で開催されることになった「教育のつどい2009」。公職選挙法の規制を受けて、街宣車が動くことができず、例年とは違った雰囲気の中（＝日比谷公会堂）に全国から2300人が集まりました。蒸し暑さ、昼前からは太陽も姿を見せる猛暑のなかを、現地・東京の仲間が列をつくって会場までの道案内です。

開会全体集会は、地元・東京の仲間による「木遣り」で開幕。実行委員会、現地からの歓迎のあいさつ、「つどい」全体をつらぬく「討論の呼びかけ」などが行われたのち、作家・あさのあつこさんと現地の代表3人によるトークに移りました。「バッテリー」のシリーズなどで中・高生にも人気のあさのさん、現地実行委員会共同代表の三上満さん、東京の小学校の先生・大谷さん、高校1年生の油原さんの3人の質問に答えながら、あさの



ワールドから「こども・へいわ・みらい」を語りました。「10代をたっぷり生きて」と語るあさのさんに共感の声がたくさん寄せられたすてきな時間になりました。

開会全体集会の最後の舞台は、現地・東京の実行委員会のみなさんによる合唱構成「いま東京から、未来への発信」でした。現地実行委員会にも参加いただいた東京の「うたごえ」のみなさんのうたををさみながら、東京の学校、教育のいまが映し出され、私立学校、特別支援学校、小・中学校と「教育改革」攻撃に屈しないたたかいが紹介されました。会場後方で、この舞台を見ていた私は、何度も涙が出そうになりながら、東京の仲間たちのがんばりを感じていました。

「教育のつどい2009」を全国で紹介したポスターには、4人の東京の子どもたちの姿がありましたが、その4人が現地企画の入り口に、写真と同じ服装で登場していたのに気付かれた方はどれだけあったのでしょうか。ここにも、現地のひと工夫がありました。舞台いっぱいの若者、会場のあちこちから聞こえる「あなたが夜明けをつげる子どもたち」の合唱は、文字通り“未来への発信”となりました。

開会全体集会終了後、あたふたと会場を移動しながら、9テーマでの教育フォーラムが行われました。分科会横断的なテーマでのフォーラムで語り合い、全体をつらぬくテーマに接近し、分科会への議論につなぐ日程変更でした。今年4月から事実上の改訂となった学習指導要領と正面から向き合う「考えよう、学力と道徳—教育づくり、学校づくりをみんなの力で」など焦眉のテーマを掲げた教育フォーラムにも1000人を超える人が参加し、熱心な議論が行われました。

第2日目からは、教科別・課題別に分かれた29の分科会に学習と議論の場を移しました。提案、報告されたレポートをもとに、参加者の発言と共同研究者として「つどい」を支えてくださったみなさんによる提起や助言が重なり、充実した子ども論議、教育論議が行われました。

小池由美子（日本高等学校教職員組合）

このフォーラムは、5人のパネリストから発言があり、貧困と格差の実態が出され、その解消をめざした具体的な運動の交流をはかりました。

神奈川の生活と健康を守る会からは、生活保護の基準額の実態を示し、「これで暮らせるでしょうか？ 母親としては、せめてヨーロッパのように義務教育はお金がかからないようにしてほしい」という訴えがありました。

埼玉の定時制高校生からは、「高校生で生活費アンケート調査をした。お金の心配のない人は4人に1人しかいなかった。授業料を払えず辞める友達もいる。選挙のマニフェストで教育費の無償化が挙げられているがもっと早くやってほしかった。」と語られました。

全学連委員長からは、「親に学費で迷惑をかけて申し訳ないと悩んでいる学生が多い。全学連は学費値上げには一貫して反対してきた。東大では自治会が中心になり、年収400万円以下の世帯の授業料全額免除を実現した」という報告がありました。

東京都の中学校事務職員からは、「貧困と格差の拡大で学校徴収金の滞納は大変な実態。せめて給食費は無料にしてほしい。今なら世論になるはず。同じ東京でも基礎自治体によって、親の教育費負担は10倍の差がある」というリアルな訴えがありました。

東京都の保育士からは、「保育園は、児童福祉法で保育に欠ける子どもなら誰でも入れることが定められている。同じ保育園でも外車で送り迎えされる子もいれば、親が外国人労働者で雇用が切られている子もいる。これが保育園の本来の姿」と、制度を守るための運動の必要性が語られました。

会場からは、「貧困は見えない。見える人が騒いで運動を起こすことが大切」、「教育費の無償化と平和はセット。教育予算の増額を実現するためには、軍事費を削減しなければ」などと報告され、教育費の無償化を具体化させよう、という熱気で包まれました。

「子どものことをとことん話し合う」先生の姿に、ただただ感動… 「生活指導・自治的活動」の分科会に参加して

岡田麻也子（新日本婦人の会中央本部）

「子どものことを子どもの気持ちに寄り添って話し合う」——全教の先生方にとっては当たり前のことかもしれませんが、私にとってはこんなに真剣に話し合う先生の姿に、新鮮な驚きと感動を覚え、何度も胸がいっぱいになりました。

ちょっとしたことでキレて相手にもケガをさせてしまうAくんを、新卒2年目で受け持った20代の先生（女性、千葉）。Aくんが暴れるたびに抱きかかえながら「大丈夫だよ」「Aはこうしたかったんだよね」「それはいやだったね」と、まずAくんの気持ちをつねに受け止めてあげられる大きさとしなやかさ。「何がよくなかったかじっくり話していくことでAくんが謝る回数が多くなってきた」「キレた状態から落ち着くまでの時間が短くなってきた」などのAくんの変化をひとつひとつ丁寧に見ながら、「Aくんの居場所は間違いなく教室」ときっぱりいきる先生。そして他の先生が何気なくいった「ほかの31人の子どもたちもいるからね」の一言に素直に気づき、Aくんとまわりの子どもたちとの関係にも気を配りながら、職員会議などでいつもAくんのことを話題にし、ほかの先生にも助けと理解を求めている報告は圧巻でした。

大阪の先生の報告も心に響きました。誰も異動したが

らない小学校に異動し、担任の引き受け手がない学年を「校長に頼まれたから」ではなく、「誰も担任をしながらないって、子どもがかわいそうやないか」と、2人の女の先生に声をかけて「3人で力あわせてこの学年でやっていこう」と始まった実践でした。「管理目標は子どもの目標にはならないが、夢のある素敵な目標はみんなの共同の目標になる」と行事ごとに子どもたちと話し合いながらすすめ、大きな目標——90人ピラミッドを成功させるなかで、子どもが大きく変化していった様子を映像で見せてくれました。「この小学校に来てはじめて子どもがかわいいと思えるようになった」「今がめっちゃ楽しい」と確信をもって発言する姿に、教師という仕事のすばらしさを改めて考えさせられました。

健気にいまを生きる子どもたち、いろんな苦しみや悲しみを背負って学校に来る子どもたちがこんな先生に出会えてよかった。この分科会のようにとまではいなくても、職員室で子どものことをいつも話し合える学校であってほしいと思います。「つどい」の3日間は、私にとって改めて「教育とは？」を考えさせてくれる本当に幸せな、心が洗われる貴重なひとときでした。

子どもの思いを大切に

子ども全国センター 09年度総会ひらく

子どもの権利・教育・文化 全国センターは6月27日、09年度の総会を開き、1年間のとりくみを交流し今年度の方針を確認しました。総会に先立ち、弁護士の津田玄児さんに「子どもの思いを大切に～青少年育成施策大綱と子どもの権利条約～」と題して講演していただきました。その要旨を紹介します。(抜粋文責: 編集部)

子どもの思いを大切に

～青少年育成施策大綱と子どもの権利条約～

体罰についての最高裁の新判例

最高裁判所は4月28日、福岡高裁の判決を破棄して、「公立小学校の教員が、悪ふざけをした2年生の男子に対して行った行為は、教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条にいう体罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえない」との判決を出しました。

これを聞いて私は、子どもの権利委員会による日本政府への最終所見(04年1月)で、日本では「社会における子どもに対する伝統的態度が、家庭、学校、その他の施設や社会全体において、子どもの意見の尊重を限定的なものとしていること」について引き続き懸念を表明し、子どもの意見の尊重、子どもの参加を促進するように勧告していることを思いだしました。

子どもの権利条約第12条の「意見表明権」はよく知られています。しかし、子どもの意見はopinionsではなくviewsであり、言葉や書面で表すものだけでなく、態度などで示す気持ちなどの表明を含むものであり、さらにその意見表明が、これを受けとめる大人によって「その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」とされていることはあまり理解されていません。

前述の最高裁判決の事例でいうと、6～7歳の子どもが面識のない「教師の肩をもみ、振りほどかれて、上級生にじゃれつき、制止されて教師のでん部を2回蹴って逃げた」という一連の行為は、教師とのつながりを求め、何かの対応をしてもらいたい気持ちが背景にあったと思われれます。つまり、子どもの気持ちの現れというviewであり、教師はこれを受けとめ、子どもが発達するにふさわしい関係づくりを発展させることが期待され、義務づけられていたのです。ところが教師は腹を立て、追

かけ、胸元をつかみ、壁に押し当て「もう、すんなよ。」と言い、子どもとの関係づくりを断ち切ってしまった。

子どもにとっては、期待が裏切られ、関係づくりの入り口が閉ざされただけではなく、思いもよらぬ対応に恐怖を感じ、以後もそれにさいなまれる毎日が続いたのです。

これは約37条(a)が禁止する、子どもの品位を傷つける取り扱い、体罰であることは明白であり、体罰にあたらぬという認定は、体罰を禁止する学校教育法に違反するだけでなく、条約違反にもあたるといべきです。さらにこの教師の対応は、子どものしてもらいたい要求を力づくで許さない、すなわち世間一般でみられる伝統的態度のあらわれであり、司法の最高機関である最高裁がそこへの考慮をしないで、子どもの権利への道を閉ざすのに手を貸したことは、そのこと自体、条約12条に違反するものといわざるを得ません。

子どもの思いを正面から受けとめることは、子ども期を豊かなものに変えるキーポイント

「子どもに対する伝統的態度が…子どもの意見の尊重を限定的なものとしていること」がなぜ懸念されなければならないのでしょうか。それは子どもが大人の顔色をうかがい、自分の気持ちを表明できなくなり、発達途上の存在である子どもが、大人との交流関係をとおして自分の能力をのばす機会を保障されるという、子どもの人権を侵すものだからです。

子どもの権利条約は、子どもの権利を子ども自身の人間としての尊厳に基づく人権として位置づけ、その実現を国家・社会に義務づけています。

ところで、発達する主体は子どもです。子どもの尊厳



を保障する手立てが構築されていても、子ども自身が自ら発達の道すじを歩むことができなければなりません。

子どもに関する相談を受けてよく感じることは、大人が子どもの発達のために最善を尽くそうという努力・工夫を重ねながらも、問題の解決の軌道を見失っていることです。それは自分が最善だと思ったことが、子どもにとっても最善だという“思い込み”です。

給食を食べない1年生の子どもに対し、好き嫌いなく何でも食べられるようにすることがその子にとって最善だと思ひ込み、叱ったために、学校にいけなくなったという事例。離婚にあたって子どもの親権を配偶者に渡すのは子どもにとって不幸だと思ひ込みで、子どもの気持ちを無視した深刻な奪い合いになることもあります。

子どもの思いはどうなのかの原点に帰ることが必要なのに、案外その原点が忘れられているのです。子どもの思いを受けとめることは、子どもの権利の実現のキーポイントといってもよいものです。

豊かな子ども期の実現には程遠い青少年育成施策大綱

冒頭に紹介した最高裁の判断には、一番大切にしなければならない、なぜ「悪ふざけ」をしたのかという子どもの思いを基盤にする姿勢は見られません。そのことは、政府の子ども施策の基本についても、同様にいえます。

政府は昨年12月18日、新しい青少年育成施策大綱を策定しました。5年前に策定された旧大綱については、国連委員会から、「市民社会と子どもの協力により」「権利基盤型で、権利条約のすべての領域を取り扱い、2002年国連子ども特別総会の成果文書である『子どもにふさ

わしい世界』の公約を考慮に入れたものとなるよう」にするなど継続的に見直すことが求められていました（13項）。しかし、新しい大綱づくりには、国連の最終所見は一切参考にされないばかりか、国連審査に関与してきたNGOの意見を聞くこともされませんでした。

新しい大綱は、「健全育成」という言葉を「健やかな成長の保障」に変え、「青少年の立場を第一に考える」を基本理念の第一に置き、青少年の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえるとするなど、そのことは評価できます。しかし、子どもの立場を第一に考えるとしながら、子どもが権利行使の主体という指摘はしていません。子どもが、子どもに影響を与えるすべての事柄について意見を言い、参加し、その意見が尊重されることについても全く触れていません。さらに、子どもの思いが受けとめられる前提として、体罰やプライバシーの侵害の禁止、市民的自由の確立が必要であるのに、そのことには全く触れていません。子どもの最善の利益という用語は見られませんし、それを最優先で考慮するという権利条約の原則の貫徹についても触れていません。

改悪された少年法・教育基本法は、子どもの発達に必要な対応を優先させるのではなく、取り締まりや制裁、国家が必要とする人材の育成を優先させていますが、新大綱はこれを前提に施策が組立てられています。このように新大綱は大きな問題を残しています。それは、「市民社会と子どもの協力により」策定作業が進まなかった結果といえます。

子どもの権利の確立を基礎に、豊かな子ども期を広くむために力をあわせましょう。

地域に子育て・教育の共同をひろげよう

講演に続いて行われた総会では、「08年度の活動のまとめと会計決算報告」「09年度の主な活動および予算案」「代表委員・幹事・事務局の体制案」が提案され、討論が行われました。

「床はきれいだが土も砂もない保育園に疑問、のびのび育てたい」「文部科学大臣が教科書検定の審議会で『教育基本法を変えたがその具体化は、教科書という具体的な形をとって初めて完成する』というような発言をしている。重大な情勢だ」「中学校に対し『自衛隊生徒募集』が露骨に行われている」「憲法九条を変えないほ

うがよいと考える高校生が6割に

『教育費の無償化を』が大きな声になっている。実現をめざしたい」などの発言が相次ぎました。

総会は、日本が子どもの権利条約を批准して15年の今年、条約を学校や社会に広める活動や、子育て・教育の共同組織を地域にひろげることなどを確認し、アピールを採択しました。また提案された諸議案を承認しました。（「09年度の主な活動」は別掲）



子ども全国センター 2009年度の主な活動 (抜粋)

憲法を守り、改悪教育基本法の具体化を許さず、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育をすすめる運動に全力をあげます

(1) 憲法を守り、改悪教育基本法の具体化に反対する運動に全力をあげます

- ①憲法改悪を許さない運動に全力をあげ、国民過半数署名、宣伝活動、「〇〇九条の会」「教育子育て九条の会」など、草の根からの運動を強めます。
- ②改悪教育基本法の具体化である改訂学習指導要領、教員免許更新制、教育振興基本計画などの問題点を明らかにし、子どもや教育を守り教育条件の充実に幅広い共同で積極的にとりくみます。
- ③中央での共同の発展を踏まえ、地域での共同の推進を呼びかけます。

国民の共同で子どもを守るとりくみを強化します

(2) 地域における共同組織と全国センターの連携を強化します

- ①地域での子どもをとりまく共同を強め、「子どもの権利・教育・文化 地域センター」を多様な形で確立・強化します。各地で、各団体や個人のとりくみの交流をすすめます。11月28(土)におこなう「地域教育運動交流集会」を地域運動交流の場として成功させます。

②センターとして、地域のとりくみの交流をすすめます。

(3) 子どもの困難打開のための対話と共同を発展させます

- ①「子どもと教育を語るつどい」を開催します(2月27日予定)。子どもを守る会などとの共同を発展させます。
- ②子どもの困難を打開し、ルールある社会をつくる共同をひろげます。

ア. 広がる子どもへの貧困と格差の問題について、さまざまな団体と改善へむけて共同のとりくみを強めます。

イ. 全労連をはじめとする労働組合などと青年の雇用・労働・ルールある社会をつくる問題などで連携を強めます。

(4) 「教育のつどい2009」に、実行委員会団体として積極的にとりくみます

憲法と教育の条理にもとづく、子どもと教育をめぐる

本格的な国民的議論の場として成功させます。

(5) ILO・ユネスコ「教員の地位勧告」と2008年のCEART勧告を教育に生かすために学習にとりくみます

(6) 子どもの権利条約を日本社会に生かすとりくみをすすめます

①子どもの権利条約「第3回報告書をつくる会」のとりくみに積極的に参加・協力します。統一報告書を基礎報告書の作成団体・個人と協力して作成します。

②子どもの権利条約を日本社会に生かすよう、日本政府に対するとりくみを強めます。

③条約を子どもたちに知らせるとりくみをひろげます。

④勧告を生かし、学校教育の改革、いじめや児童虐待をなくし、安心して子どもが育つ環境をつくるために、学習活動を強化し世論をひろげるとともに、国や地方野行政への要求活動をすすめます。

⑤ポケット版「子どもの権利ノート」と、改訂版ポスターリーフ・ミニリーフの、一層の普及をすすめます。

(7) 子どもをとりまく課題についての共同のとりくみをすすめます

①子どもをとりまく文化・メディアの改善を求めるとりくみをすすめます。

②教科書問題、「サッカーくじ」、教育行政による教育介入などの課題について共同の論議ととりくみをひろげ、必要に応じて文科省・地方教育行政要請などを行います。

③自衛隊の広報活動が子どもたちに与える影響に対して、防衛省や関係行政に対して要請などを行います。

(8) 次の各種実行委員会などに参加し、分担金の拠出を行います

第55回日本母親大会、第55回子どもを守る文化会議、第3回市民NGO報告書をつくる会、教育のつどい2009

全国センター組織を強化し活動を広げます

(9) ニュースの発行体制を引き続き重視します。加入者へのニュースの発送など、運動を還元・交流する中で、会員を増やし、カンパを募ることも含めて一層財政確立に努めます

(10) 代表委員・幹事会、および事務局の体制強化をめざします。事務局の仕事のボランティアを募ります

(11) プロジェクトチームを必要に応じて再構成します。

「つくる会」教科書の継続使用を撤回させた！

角田純一郎（全教滋賀教職員組合）

今年の8月、侵略戦争を美化する教科書が横浜市の中学校などで新たに強行採択されました。採択がひろがる中、滋賀県の中学校で、前回は採択を強行された「扶桑社版」歴史教科書の「来年度からの継続使用は撤回させる」という大きな成果を生み出しました。そのとりくみを全教滋賀の方に書いていただきました。



教職員の声を無視した採択

05年の前回、現場教職員の意見を覆し、県教委区委員会において県立河瀬中学校に「扶桑社版」歴史教科書が採択されました。その後の地方紙（06.1.1滋賀彦根新聞）に、「新しい歴史教科書をつくる会」の県支部長が「全国での採択が0.4%という低さの原因は何か？」と記者に質問されて、「現在の制度は現場の教師が（教科書の）ランク付けをして、それを教育委員会が追認しているだけ」と述べたコメントが載りました。あわせて、自民党県議が『適正な教科書採択について』という囲み記事の中で、「教科書を考える滋賀県議員連盟会長として県教委の決断に敬意を表したい」と述べていることを添えています。

教育の専門職であるはずの教職員の声がかき消されていく背景がありました。

使用を撤回させた共同の力

06年、教育基本法の改悪に反対し、滋賀県下で全教滋賀、滋賀高教組を中心に民主団体や民間労組をはじめ市民団体等が教育共同組織として集まりました。前年度に県下で「つくる会」教科書が採択され、教育基本法が「改悪」されることの本質が共有されたこともあり、その数は38団体を数えました。

今回の県立河瀬中学校の「扶桑社版」教科書使用の撤回にむけても、このときの結びつきが大きな力となりました。

旺盛な取り組みで運動をリードしたのは「『つくる会』教科書を中学生の手に渡したくない市民・保護者の会」です。依義文氏（「子どもと教科書全国ネット21」事務局長）を招いての7・3教育講演会には、滋賀県教組（日教組）、全教滋賀、滋賀高教組が参加し、来るべきたたかひの意思統一の場となりました。

その後、全教滋賀と滋賀高教組は、5月末の県教委要請に引き続き7月14日にも県教委に要請、「現場教職員の意見の最大限の尊重」を訴えました。また、市民団体

と共同し、教科書展示でのアンケート記載活動、7月17日には「教科書を考えるつどい」をひらき、木全清博氏（滋賀大学）による歴史教科書問題の講演の後、署名および県教育委員6名への私信による要請行動、教育委員会の傍聴行動を提起しました。

市町立学校への採択阻止に向けては、滋賀高教組とともに全県26市町の教育長との要請懇談に回り、ここでも「現場教職員の意見の最大限の尊重」を訴えました。

その中で、前述の「つくる会」県支部長のお膝元である町の教育長は、私たちの要請に「現場の声もおたくらとわしらとの声がどちらが強いかな」「最終的には教育委員会が決める」という姿勢に終始し、地域でのつながりの根深さを感じました。

教育基本法のたたかひを引き継いで

教育基本法が改悪された後も、全教滋賀、滋賀高教組、民主教育研究所を母体とした「教育基本法を守り、生かす県民の会」は「子どもと教育を守る滋賀県民の会」として継続してきましたが、8月5日に県教委に申し入れを行いました。

その際に述べた「『つくる会』教科書は、我が国の歴史を築いてきた民衆のたたかひを一貫して、無視ないし軽視し、歴史をおしすすめてきたのは、天皇であり、時の権力者等の支配階級であるという立場で貫かれている。このことは憲法第97条にある『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって…』の理念を否定するものである」という指摘は、今後の運動への指針となるものです。

2011年には新学習指導要領による中学校教科書の採択があります。文部科学省は、今後は高校も含めてすべての教科で道徳教育を行うことを強調しています。「愛国心」のもと、時の政権や為政者に従順に従うことを「日本人としての美学」としてとらえるような教科書が採択されることのないよう、今後も学校現場と市民のみならずとの共同の運動をひろげていきたいと思ひます。

日本は乳幼児に公的な支出を OECD:「子どもの幸せ」に関する報告書

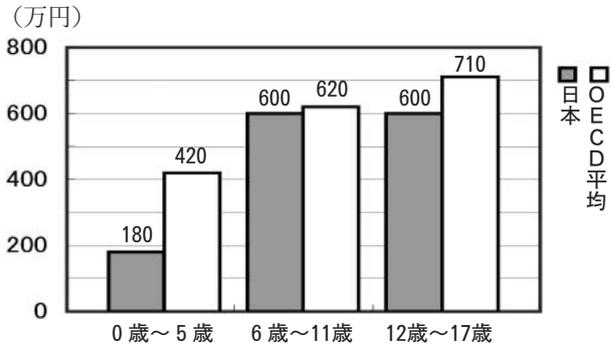
経済協力開発機構（OECD＝先進国を中心に30ヵ国が加盟）は今年9月1日、「子どもの幸せ」に関する初の報告書（Doing Better for Children）を発表しました。

グラフは、2003年における日本の子どもへの公的支出で、年齢層ごとに1人あたり5年間の累積額を表しています。報告書は、「日本はどの層でもOECD平均を下回り、特に6歳未満の乳幼児に対しては、6歳から17歳までの3分の1にも満たない」と指摘しています。0歳～5歳への支出は180万円で、OECD平均の420万円の半分以下にとどまっています。

報告書は、「すべての人が人生におけるよいスタート

を得られるように、日本は年少の子どもへの支出を大幅に増やすべき」と提言しています。

日本の子どもへの公的支出
1人あたりの累積額（2003年）



広げよう父母・教職員・地域の共同 実現させよう 子どもの願い 私たちの願い

地域教育運動交流集会

11月28日（土）11：00～16：00 全国教育文化会館7階大会議室

（地下鉄有楽町線「麴町」下車2分）

お話 三輪定宣 さん（千葉大学名誉教授、「奨学金の会」会長）

「誰もが安心して学べる社会の実現のために～教育費無償は世界の流れ～」

貧困と格差拡大のなか、教育費・学費問題や地域に根ざした学校づくりなど、各地の運動を交流しましょう。

「子どもの権利条約」国連採択20周年
「子どもの権利条約」日本批准15周年

記念集会

11月23日（月）明治大学 アカデミーコモン

（JR「お茶の水」駅下車7分）

10：00～12：00：第3回国連子どもの権利委員会への市民・NGO統一報告書 完成報告会

主催：DCI日本支部

13：00～17：00：コルチャック生誕130年記念シンポジウム

ポーランドを代表する研究者やコルチャック協会会長を招いての講演とシンポジウム

主催：日本子どもを守る会、
コルチャック研究・教育フォーラム

共催：子どもの権利・教育・文化全国センター

お問い合わせは、日本子どもを守る会（電話：03-5319-3645）まで

DVDができました

映画 千羽鶴

モノクロ67分

日本語字幕・英語字幕入り



個人・団体用 販売価格 4,200円(税込み)
官公庁・学校・図書館等 10,500円(税込み)
(送料別)

DVD制作：映画「千羽鶴」の再上映と海外普及をすすめる会

発売元：共同映画株式会社

ご希望の方は子ども全国センターまで